

厚生発 0728 第 3 号
令和 7 年 7 月 28 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条第 1 項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産省令第 32 号）の施行に伴い、と畜場法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 77 号）が令和 7 年 7 月 24 日付けで公布され、本日から施行されたところ。この改正内容は下記のとおりであるので、ご了知の上、対応方よろしくお願いしたい。

記

第 1 改正の概要

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 3 に「ランピースキン病」を追加する。

第 2 改正の内容

牛・水牛の伝染性疾病であるランピースキン病については、農林水産省において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）における家畜伝染病に準じた措置を講ずることができるよう、全国の区域を対象として 1 年間に限り、家畜伝染病予防法第 62 条の疾病として指定され、家畜伝染病予防法の規定の一部の準用及び所要の読替えが行われ、届出伝染病から削除されたところ。

一方で、この疾病については、届出伝染病から削除されて以降も引き続き、公衆衛生上の見地からと畜検査の対象とする必要があることから、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 14 条第 6 項第 2 号に基づき、と畜場法施行規則に規定した。

第 3 施行期日

令和 7 年 7 月 28 日

第 4 運用上の注意

法第 14 条第 1 項から第 5 項までに基づく都道府県知事によると畜検査は、同

条第6項において、家畜伝染病及び届出伝染病(同項第1号)並びにこれら以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの(同項第2号)等の有無について行うこととされており、ランピースキン病におけると畜検査の運用については従来
の扱いとは相違ないことについて申し添える。